

地球温暖化対策検討部会の設置について（案）

「本市における地球温暖化対策のあり方について（諮問第 10 号）」について専門的・集中的な審議をいただくため、環境審議会内に地球温暖化対策検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置する。

1. 検討部会の位置付け・構成

- ・ 「仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第 7 条に基づく部会を設置。
- ・ 検討部会の委員は、環境審議会の委員から以下の方により構成。
 - 地球温暖化対策に係る専門知識や知見を有する学識経験者
 - 事業者団体の代表者
 - 環境に関連する市民団体の代表者

2. 検討事項

- ・ 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方
- ・ 「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容